

令和4年度

会計課
定期監査報告書

笛吹市監査委員

1 監査の対象

会計課に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

令和5年1月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

令和5年3月22日 午前10時20分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、会計課から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の成否を確かめた。

1 「令和3年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4 「指定事項調書」

① 笛吹市財務規則第217条による各課等の会計事務の検査結果について

② 笛吹市財務規則第218条による指定金融機関等の検査結果について

③ 笛吹市ペイオフ対策検討委員会設置要綱に基づく委員会の開催状況について

④ 今年度の基金運用の成果と来年度に向けた方向性について

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 現金出納が適正に行われているか。

6 監査の結果

事務・事業の執行状況

会計課に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。

7 指摘・要望事項

会計課	事務 事業	特になし
-----	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について
令和3年度定期監査において指摘された事項はなかった。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、その現状及び今後の方針が以下のとおり回答された。

《指定事項①》

笛吹市財務規則第217条による各課等の会計事務の検査結果について

《現状及び今後の方針》

○本庁・各支所の窓口におけるつり銭検査を令和4年12月19日～令和4年12月28日実施。適切に処理されておりました。

○資金前渡金のうち、長期未清算となっている現金の管理状況について令和5年2月20日～2月21日に実施。検査確認を行い適切な取扱を確認しました。

《指定事項②》

笛吹市財務規則第218条による指定金融機関等の検査結果について

《現状及び今後の方針》

○笛吹市指定金融機関等への検査については、地方自治法施行令・笛吹市財務規則に基づき実施しています。

本年度は笛吹市指定金融機関の山梨中央銀行（石和支店）、収納代理機関の山梨信用金庫（石和支店）・甲府信用金庫（石和支店）が検査対象。令和5年2月21日～2月22日に検査実施。処理簿等適切に管理処理されておりました。

《指定事項③》

笛吹市ペイオフ対策検討委員会設置要綱に基づく委員会の開催状況について

《現状及び今後の方針》

○市長会を通じて年2回金融機関の経営状況について調査を委託しています。調査機関からの指定金融機関、収納代理金融機関の令和4年9月期決算調査報告資料を参考に、笛吹市ペイオフ対策検討委員会設置要綱に基づき会計管理者の招集により検討委員会を令和5年2月20日開催。

委員は関係部局職員6名（会計管理者が会計課長を兼務となり、実質5名）で構成し、市内の経済動向もふまえて検討を行っており、その会議結果を市長に報告し、決裁処理を行っております。

《指定事項④》

今年度の基金運用の成果と来年度に向けた方向性について

◎今年度の基金運用成果

H25.6.25に購入した第329回利付国債(10年0.80%)20億円について、R5.6.20に償還日(満期)を迎え、満期まで保有すれば20億円は保証されますが、早く売却することで高い単価率で売ることが出来るためR4.9.6に売却を行い1,501万円の売却益を得ることが出来ました。

売却後の20億円の運用については、さらに高利率の4債券「第74回利付国債(30年1.00%)を4億円、第75回利付国債(30年1.30%)を6億円、第181回日本高速道路保有・債務返済機構債(30年0.895%)を5億円、第368回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債(30年0.895%)を5億円」の額面合計20億円分を、約定単価も考えR4.9.6に購入し差額分4,242万円の利益を生むことが出来今後の運用益も、年475万円の増額が出来ました。

◎来年度に向けた方向性

定期の利息が低く、定期で管理している基金の運用益の増額は難しいため、基金の目的を考慮しながら、出来る限り有価証券(国債等)での運用を心がけていきます。